

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

〔 財 政 援 助 団 体 監 査 〕

鳥羽市監査委員

鳥 監 第 1 1 号
令和 5 年 3 月 20日

鳥羽市長 中村 欣一郎 様
鳥羽市議会議長 木下 順一 様
鳥羽市教育長 小竹 篤 様

鳥羽市監査委員 村林 守
鳥羽市監査委員 山本 哲也

令和4年度 監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施しましたので、同法同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

財政援助団体監査

第1 監査の概要

(1) 準拠している基準

地方自治法(昭和22年法律第67号(以下「法」という。))第198条の4第1項の規定に基づき定められた鳥羽市監査基準(令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号)

(2) 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査(鳥羽市監査基準第7条第3号)

(3) 監査の対象

令和3年度に市が補助金を交付した団体で、市所管部局が団体運営に関与し、経理その他の事務を所掌している団体の中から下記団体を選定し、令和3年度補助金を対象として監査した。

(単位:円)

NO	補助対象団体名	補助名	金額	部局名
1	鳥羽市地域公共交通会議	鳥羽市地域公共交通会議補助	49,859	定期船課
2	鳥羽志摩子ども作品展実行委員会	鳥羽志摩子ども作品展事業補助	25,000	教育委員会 学校教育課
3	寝屋子の島留学実施委員会	寝屋子の島留学事業補助	91,200	教育委員会 学校教育課
4	鳥羽市青少年育成市民会議	鳥羽市青少年育成事業補助	360,000	教育委員会 生涯学習課
5	鳥羽市体育協会	鳥羽市体育協会社会体育普及振興事業補助	1,288,000	教育委員会 生涯学習課
6	鳥羽市体育協会	鳥羽市体育協会社会体育選手派遣事業補助	35,155	教育委員会 生涯学習課
7	鳥羽市体育協会	「美し国三重市町対抗駅伝大会」 鳥羽市選手団派遣事業補助	600,000	教育委員会 生涯学習課
8	鳥羽市スポーツ少年団	鳥羽市スポーツ少年団事業補助	441,440	教育委員会 生涯学習課
9	三重とこわか国体鳥羽市実行委員会	三重とこわか国体鳥羽市推進事業	6,847,091	教育委員会 生涯学習課
10	鳥羽のオリンピック選手を応援する会	鳥羽のオリンピック選手応援事業補助	3,143,314	教育委員会 生涯学習課
11	鳥羽市献血推進協議会	鳥羽市献血推進事業補助	24,000	健康福祉課
12	鳥羽市広告宣伝戦略委員会	鳥羽市広告宣伝戦略事業補助	8,000,000	観光課
13	鳥羽市エコツーリズム推進協議会	エコツーリズム推進事業補助	240,000	観光課
14	鳥羽市国際交流協会	国際交流事業補助	420,000	市民課
15	鳥羽市自治会連合会	自治会連合会活動事業補助	400,000	市民課
16	鳥羽市自治会連合会	自治会連合会放送設備整備事業補助	188,000	市民課
17	鳥羽市人権擁護委員会	鳥羽市人権擁護委員会補助	32,000	市民課
18	鳥羽市獣害対策協議会	鳥獣被害防止総合対策事業費補助	1,260,000	農水商工課
19	全国離島振興鳥羽協議会	全国離島振興鳥羽協議会事業補助	694,908	企画財政課

(4) 監査の着眼点

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか確認することを主眼とした。

(5) 監査の実施内容

令和4年12月27日～令和5年3月1日の期間において、補助金交付要綱及び補助金等(変更)交付申請・決定・実績報告書類並びに団体が保管する当該財政援助に係る交付決定通知・交付確定通知、出納簿及び領収書等の提出を求めるとともに、疑義等のある事項については関係職員の説明を求めた。

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることを認めた。

第3 監査の意見

事務処理については、補助金を受ける団体側、交付する市の側双方に、次のような問題が見られた。なお、交付事務についての問題は、今回の監査対象以外にも存在する可能性があるため、この際点検が望まれる。

(1) 団体側の事務処理について

① 団体の経理について

経理について規程等を設けていない団体が見受けられた。特に経理規程を定めていない場合、団体の事務局を市が担っていることを踏まえ、会計処理については、市の会計規則等に準じて処理されたい。

また、交付規則第14条に規定された帳簿を備え付けていない団体があったので、今後は交付規則に基づき、適正に事務を執行されたい。

おって、当該補助事業について、収入及び支出に係る伝票を作成していない団体が見受けられたので、今後は、経理の正確性の証拠となる収入伝票及び支出伝票を作成し、団体の経理に係る責任者に確認を求め、適切な会計処理となるよう努められたい。

(2) 市の交付事務について

① 補助金の事務処理について

市による補助金の交付決定などの事務と団体による補助金等の申請・請求などの事務が、多くの団体において同一の市職員によって行われていた。交付する側とされる側の担当者が同一の職員であるためか、手続きを省略している面が見受けられたため、今後は交付規則に基づき適正な手続きをされたい。

② 補助の目的、対象の明確化について

補助金の目的や補助対象者、補助対象経費等については、恣意的な運用にならないように補助金毎に個別の補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)を制定して、規定することが望まれる。

交付要綱は全ての補助金について制定されていたが、補助対象や交付基準が明確になっていないものもあったので、補助対象や交付基準が市民にとって明確になるよう、個別の交付要綱又は要領等の制定を検討するのが望ましい。

また、補助金の交付は、地方自治法第232条の2において「公益上必要のある場合」に限られているので、交付要綱に「公益上の必要性」のある交付目的が不明確なものについては、明記されたい。

③ 補助対象経費の明確化について

補助対象の範囲を事業費全般としているものなど補助対象の範囲が不明確で、所管部局においても、運営費補助か事業費補助かが明確になっていないものがあったので、補助金の使途の透明性を確保する観点から、交付要綱に補助対象経費を明確に規定されたい。

④ 実績報告書類について

実績報告においては、補助金等が適切な経費に充当されているか確認することや交付要綱に規定する趣旨や目的が達成できているかなど補助の効果を確認することが必要である。しかしながら、実績報告として提出された書類が収支決算に関するもののみで事業実績に関する報告がないものが散見された。

補助の効果確認を行うため、交付規則に基づき必要な書類の提出を求められたい。

⑤ 収支報告について

実績報告として提出された決算書類について、団体全体に係る収支決算書類の提出のみで、補助金がいずれの経費に充当されたか確認できないものがあったが、実績報告を求めるにあたっては、補助金が適切な経費に充当されているかの確認のため、市が交付した補助金のみの収支明細が確認できる書類の作成及び提出を求められたい。

また、補助金が全て補助対象事業に使われたかどうか、提出された書類では十分な確認ができなかった団体があった。補助するにあたっては、補助金が全て補助対象事業に執行されているかどうか確認する必要があるので、補助金が適切な経費に充当されているかの確認のため、これについても市が交付した補助金のみの収支明細が確認できる書類の作成及び提出を求められたい。

おって、市から補助金の交付を受けた団体から他の団体への補助（再補助）について、再補助先で補助金の目的に沿った使い方がされているか確認が不十分なものが見受けられたので、事業実施状況の確認については、実績報告や証憑書類の写しの提出を求め、補助の透明性の確保に努められたい。